

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	栗見出在家 (栗見出在家町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・湖辺水田地帯であり、平均区画面積は約40a。圃場整備事業は昭和53年に完了。県経営体育成基盤整備事業に係る区画拡大及びパイプライン工事が令和7年で完了の予定。地域ぐるみで「魚のゆりかご水田事業」に取り組んでいる。
 ・地域内を3ブロックに分けて集団転作に取り組んでおり、耕作面積のうち、水稲約44ha、小麦・大豆他約20ha、野菜約2ha、その他飼料用米等を作付けしている。
 ・「魚のゆりかご水田」は1号～7号までの排水路毎に作付を実施しているため、転作においては事業の関係上、県が提示している生産数量目標に若干満たない。
 ・農事組合法人は構成員が高齢化し、若手の稼働人員の確保が課題である。
 ・集落内の農地所有者はほぼ農事組合法人の組合員や認定農業者に集約されているため、「地域の土地は地域で守る」必要があり、今後も地域での話し合いが重要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も地域内で3ブロック(3年)ローテーションの集団転作に取り組み、水稲・麦・大豆・野菜を中心に作付けを実施。
 ・水稲においては、「魚のゆりかご水田」に取り組み、魚のゆりかご米の作付けを継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の集約・集積率を維持しつつ、“地域の農地は地域で守る”をスローガンに掲げ取組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則農地中間管理機構を通して行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
給水の自動化等経営の効率化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の労働力確保に向けた人材育成や研修会等への参加。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業は、外部委託を進め作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②魚のゆりかご水田米を継続し、引き続き有機・減農薬・減肥料を行い、魚のゆりかご水田米として作付け、販売していく。
- ③ドローンやGPS機能を活用した農業機械の導入、給水装置の自動化に取組み、省力化・効率化を目指す。また、将来的にザルビオを導入し、AI分析による生育状況を見える化。栽培管理の最適化を行う。